

沿岸広域振興局長告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成28年3月11日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370200909	株式会社ファミリング	ヘルパーステーション ファミリー	宮古市黒森町2番22号 ハイツ黒森103号	平成28年3月7日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0360290050	株式会社ファミリング	訪問看護ステーション ファミリー	宮古市黒森町2番22号 ハイツ黒森103号	平成28年3月7日